

# ■ 意見書 ■

## 不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための 経済的支援制度の確立を求める意見書

令和4年度の義務教育段階における不登校児童生徒数は全国で29万9048人と10年連続で増加しており、鹿児島県内でも3821人が不登校と、依然高水準で推移しています。

また不登校の定義となっている「年間欠席30日以上」の条件に当てはまりませんが、保護者や学校の配慮により出席扱いになっているなど事実上の不登校児童生徒数も鑑みると、文部科学省調査だけでは実態が把握しきれていないと言え、潜在的な不登校児童生徒も多数存在していると考えられます。

このような状況の中、フリースクール等の民間施設は、不登校の児童生徒にとって、安心して学びを継続していける居場所としての重要な選択肢となっている側面があります。一方で、フリースクール等を利用する際の家庭や当事者の負担は大きく、利用料3万3千円程度（文科省調べ）という経済的負担に加え、身近に通うところがない場合には遠方への通学にかかる時間的負担、身体的負担、心理的負担など、様々な問題があります。このような負担を抱えた家庭や当事者に対する支援が必要と考えます。

以上のことから、現状では、教育機会確保法の基本理念2に明記される「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援」が果たされているとは言えない状態であり、早急な具体対策を講じる必要があります。

よって、国会及び政府におかれては、不登校支援の一部である多様な学習機会を確保するために、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

教育機会確保法制定に際し、衆議院文部科学委員会と参議院文教科学委員会がそれぞれ附帯決議した内容である「不登校の児童生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援の在り方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずること」を早急に進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月19日

鹿児島県議会議長 松里保廣

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣 殿  
財務大臣  
文部科学大臣  
内閣府特命担当大臣（こども政策）

上記のとおり発議する。

令和5年12月19日

鹿児島県議会議員

内 田 一 樹  
平 原 志 保  
小 川 みさ子  
寿 はじめ  
伊 藤 浩 樹  
西 村 協  
おさだ 康 秀  
大久保 博 文  
ふくし山 ノブスケ  
前 野 義 春  
瀬戸口 三 郎  
藤 崎 剛  
禧 久 伸一郎  
永 井 章 義  
吉 留 厚 宏  
日 高 滋

### 緊急事態条項の創設に向けた国会審議を求める意見書

新型コロナウイルス感染症は、長期にわたって全国各地で拡大し、大きな被害を及ぼしてきた。この間、全国の中小企業・小規模事業者の経営に深刻な影響が発生し、日本経済に大きな打撃を与えている。また、医療従事者や病床が不足し、医療崩壊の危機に直面するという、想定されなかった事態も発生した。

また、「首都直下地震」や「南海トラフ巨大地震」の発生が今後30年間に高い確率で予想されており、本県においても桜島の大正噴火級の大規模噴火の発生が想定されている。東日本大震災の際には、ガソリン等の不足や震災がれきの撤去の遅れにより支援物資の輸送に停滞が生じたほか、被災地方自治体の行政機能の停止が問題となった。

さらに、北朝鮮の度重なるミサイル発射や中国による領海・領空侵犯など我が国の安全保障を巡る軍事的緊張が現実味を帯びる中、防衛体制の強化と国民保護に万全の体制を構築していくことが喫緊の課題となっている。

国においては、これまで、大地震や感染症などの緊急事態に対し、災害対策基本法や新型インフルエンザ等対策特別措置法等によって対処してきたが、我が国の憲法には、このような緊急事態に対処するための根拠規定がないことから、今後、より重大な緊急事態が発生した場合、従来の法体系では対処できなくなるおそれがある。

国家の最大の責務は、緊急時において国民の命と生活を守ることにある。

よって、国におかれては、緊急事態に対処できる国づくりに向け、緊急時における法令等の

整備，さらに憲法において緊急事態条項を新たに設けることについて，国会において建設的な議論を行うとともに国民的議論を喚起するよう，強く要望する。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月19日

鹿児島県議会議員 松里保廣

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣 殿  
厚生労働大臣  
国土交通大臣  
防衛大臣  
内閣府特命担当大臣（防災）  
内閣官房長官

上記のとおり発議する。

令和5年12月19日

鹿児島県議会議員 内田一樹  
平原志保  
寿はじめ  
伊藤浩樹  
西村協  
おさだ康秀  
大久保博文  
瀬戸口三郎  
藤崎剛  
禧久伸一郎  
永井章義  
吉留厚宏  
日高滋

### 米軍オスプレイの事故に関する意見書

先月29日，本県屋久島の東沖約1km付近で米軍横田基地に所属する空軍機C V-22オスプレ

イが墜落し、国内初となる死亡事故が発生した。

オスプレイは、国外でも死亡事故やトラブルが相次いで報告されており、国内においては、2016年に米海兵隊普天間飛行場に所属するMV-22オスプレイが訓練中に沖縄県名護市の沖合に不時着水して搭乗員2名が負傷し、機体が大破する事故が発生している。

また、今年9月から10月には本県奄美空港や徳之島空港への緊急着陸が続いていたところである。

現在、国内では、これらの米軍機のほか陸上自衛隊機V-22など3種類、計44機のオスプレイが配備されており、基本的な構造や性能は同じとされている。機体の不具合や構造的な欠陥が原因だった場合、今回と同様の事故が発生しかねない状況である。

加えて、万一、住宅地や航行中の船舶の上空から墜落した場合には、県民を巻き込む大惨事につながりかねないものであり、かかる事態の発生も憂慮されることに対する強い懸念と不安を県民に抱かせていることは、誠に遺憾である。

オスプレイは、日米の同盟関係強化の現場で南西諸島防衛の主力として重要な役割が期待され、今後さらに運用が拡大される見込みである。兵員や装備品の輸送に加え、住民避難の運用も想定される。

よって、国におかれては、今般の事故における本県の状況を踏まえ、県民の不安を払拭するよう十分配慮するとともに、安全・安心を確保する観点から次のとおり米軍に要請されるよう強く要望する。

#### 記

- 1 原因究明の徹底及び再発防止に万全を期すること。
- 2 事故の原因が究明され、再発防止策が講じられるまでは、引き続きオスプレイの飛行を停止すること。
- 3 関係自治体や地域住民に丁寧な情報提供を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月19日

鹿児島県議会議長 松里保廣

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 殿  
外務大臣  
防衛大臣  
内閣官房長官

上記のとおり発議する。

令和5年12月19日

鹿児島県議会議員

内 田 一 樹  
平 原 志 保  
寿 は じ め  
伊 藤 浩 樹  
西 村 協  
おさだ 康 秀  
大久保 博 文  
瀬戸口 三 郎  
藤 崎 剛  
禧 久 伸一郎  
永 井 章 義  
吉 留 厚 宏  
日 高 滋